

資 料 提 供
平成30年4月25日
人 事 課 ・ 担 当 四 木
(内線 3405/外線 225-1242)

夏季軽装（クールビズ）について

1 夏季軽装の趣旨

職員の夏季の服装について、省エネルギー対策及び職員の健康と勤務能率を保持するため、公務員としての品位を損なわない範囲で適宜に軽装で執務しても差し支えないこととする。

2 夏季軽装の期間

5月1日～9月30日（昨年と同様）

3 夏季軽装の内容

適正冷房（28度）にふさわしい軽装勤務の推進として、上着やネクタイを着用しないで執務しても差し支えないこと。

※執務風景等の取材は、生活環境部温暖化・里山対策室（行政庁舎7階）で、
5月1日午前10時より対応いたします。